

「ゼロカーボンシティ」のロゴマークの募集要項

本市は、令和3年8月30日に、2050年までにゼロカーボンシティ(2050年二酸化炭素排出実質ゼロ)をめざすことを表明しました。地域の脱炭素化をできるだけ早期に実現することは、単に温室効果ガスの排出量削減や気候変動による影響の低減といった環境問題の解決に資するだけでなく、地域経済の活性化にも効果がもたらす可能性を秘めています。

そうした環境と経済が好循環する持続可能な脱炭素社会の実現に向け、市民、事業者の皆さんをはじめ、阿南市に関わる全ての方が一丸となって脱炭素化に取り組んでいくためのシンボル(象徴)となる「ロゴマーク」を募集します。

※ロゴマークとは、ロゴタイプ(文字)とシンボルマーク(図形)を組み合わせたものをいいます。

1 募集内容

市域全体が一丸となってゼロカーボンシティの実現をめざすシンボルとなるロゴマーク
具体的には、次の①と②を組み合わせたものをイメージしています。

①ロゴタイプ(文字)：「ゼロカーボンあなん」をひらがな、カタカナ、漢字又はローマ字で表記

※組み合わせた表記も可

②シンボルマーク(図形)：「ゼロカーボンシティ」を表す簡素な図形

2 デザインの要件

次の事項を考慮してデザインを作成してください。なお、既存のロゴマークやキャラクターは使用しないでください。

- ・ゼロカーボンシティの実現をめざすシンボルとなるデザイン
- ・阿南市の特色(地域性)を反映したデザイン
- ・独創性があるデザイン
- ・わかりやすく親しまれるデザイン
- ・ロゴマークはカラーとし、単色やモノクロでの使用や拡大・縮小での使用を考慮したデザイン

3 デザインの方法

- ・デジタル作品：文字や画像をデジタル化して組み合わせたもの
- ・手描きの作品：応募用紙に描込み又は任意の用紙(A4サイズ)に作図したもの(1作品1枚作成)

4 応募資格

応募することができる人は、次の要件に該当する方です。年齢及びプロ・アマの要件はありません。ただし、未成年者(18歳未満)が応募する場合は、親権者の同意(応募用紙に記載)が必要です。

- ・市内に在住、在勤又は通学している方(応募日の時点)
- ・本市にゆかりのある方
- ・市内に事務所又は事業所を有する個人もしくは法人その他の団体(応募日の時点)

5 応募期間

令和5年1月4日(水)から令和5年2月10日(金)まで ※必着

6 応募書類

- 応募用紙
- 作品
・デジタル作品：JPEG又はPNGのファイル形式で保存された3MB以下のデータ
・手描き作品：応募用紙に作図した場合は応募用紙、任意の用紙に作図した場合はその用紙(1作品につき1枚作成)

7 応募点数

1人3点まで

8 応募方法

電子メール、郵送又は持参のいずれかの方法により、応募書類を提出してください。

○電子メールによる場合

メールに応募用紙及びロゴマークのデータを添付し、次のところまで送信してください。

【送信先】ゼロカーボン推進室（メールアドレス zero-carbon@anan.i-tokushima.jp）

○郵送又は持参による場合

応募書類を次のところまで郵送又は持参してください。

【郵送先】〒774-8501 阿南市富岡町トノ町12番地3

阿南市企画政策課ゼロカーボン推進室 宛て

【受付窓口】阿南市役所4階 企画政策課内 ゼロカーボン推進室（46番カウンター）

9 選考方法

- ・1次選考 事務局（ゼロカーボン推進室）において、募集内容及びデザインの要件等に照らし合わせて審査します。その際、次の事項に該当するものは、2次選考の対象としません。
 - ・応募書類に不備があるもの
 - ・本要項の「1 募集内容」で示した①ロゴタイプ（文字）以外の表記のあるもの
 - ・反社会的な要素、誹謗中傷を含むもの、公序良俗、その他法令の規定に反するもの
 - ・市が不適切であると判断したもの
- ・2次選考 阿南市環境保全推進会議（庁内）において選考し、市長が優秀賞及び次点の作品を決定します。

10 賞

- ・優秀賞 1点

優秀賞作品の応募者の方に、表彰状及び副賞（1万円相当）を贈呈します。

11 結果発表

選考結果は、令和5年2月28日（火）までに、全ての応募者の方に通知する予定です。

なお、優秀賞作品及び応募者の氏名等を、広報あなん及び市ホームページ等でお知らせします。

12 ロゴマークの使用

印刷物、バックパネル、啓発グッズ、SNS等のアイコン、商品等への貼付け等に使用する予定です。

13 応募に当たっての注意事項

○作品に関すること

- ・応募作品は、応募者自らが考案・作成した未発表のもので、第三者の知的財産権（特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権等）を侵害していないものに限り、ます。
- ・本作品募集への応募後における、他の作品応募等への重複応募は認められません。
- ・提出した作品について、修正等を行うことはできません。
- ・デジタル作品の場合、オリジナルデータ（JPEG等のファイル形式に変換する前のデータ）の提出をお願いすることがあります。

○費用に関すること

- ・応募に係る費用は、全て応募者の方の負担とします。

○応募書類の受付等に関すること

- ・応募用紙に必要事項が記載されていないものや応募期間内に提出されなかったものは、受付できません。
- ・応募者は、作品に応募するに当たり、法令及び公序良俗に違反せず、また第三者の一切の権利を侵害しないことを保証するものとします。
- ・応募の時点で、本要項の内容に同意していただいたものとして受け付けます。
- ・提出された応募書類は返却しません。

○作品の使用及び権利等に関すること

- ・優秀賞に選ばれた応募作品は、市がその手段を問わず、ゼロカーボンシティの実現に資する取組のために自由に無償で使用できるものとします。
- ・応募者は、市に対し、著作権人格権を行使しないものとします。
- ・応募者は、応募作品に関する著作権を、市の書面による承諾を得ずに、第三者に譲渡することはできません。
- ・優秀賞に選ばれた応募作品に関する著作権を、市の書面による承諾を得ずに第三者に譲渡することはできません。
- ・優秀賞に選ばれた応募作品に関する一切の権利(著作権を含む)は、受賞作品の発表と同時に、全て市に帰属するものとします。なお、その場合の応募作品の提供者に関する対価は、受賞時の副賞をもって充てるものとします。
- ・優秀賞作品の応募者は、応募作品に関して、市に対して、応募作品の公表、公開、利用、改変、複製、展示、頒布、貸与、二次的著作物の利用、公衆送信に関する一切の権限を、地域に制限なく無償かつ独占的に認めるものとします。
- ・優秀賞に選ばれた応募作品を市において編集するに当たり、デザイン及びレイアウトの一部を修正できるものとします。

○その他

- ・応募作品が、第三者の既存の著作物と同一又は酷似している場合、又は著作権を含む第三者の知的財産権その他の権利を侵害しているおそれがあると市が認めた場合は、受賞結果の発表前後にかかわらず、当該応募又は受賞を取り消すことがあります。
- ・応募者が、本要項又は応募条件に定める事項に違反し、市又は第三者に対して損害を与えたときは、自己の責任と費用負担によって直ちにこれを解決するものとします。
- ・何らかの理由により受賞を取り消した場合は、次点に選ばれた作品を優秀賞とします。
- ・市は、本作品募集の運営上やむを得ないと判断したときは、応募者に事前の通知なく本作品応募を中止、中断、延期又は一部を変更することができるものとし、これによって生じた損害を賠償する責を負いません。
- ・本要項に記載のない事項については、必要に応じて、市が定めることができるものとします。

14 個人情報の取扱い

- ・応募者の個人情報は、優秀賞の審査、当否の発表、受賞作品に関する事務連絡など、本作品募集の運営の範囲内においてのみ使用します。
- ・優秀賞作品の応募者の氏名等を、広報あなん及び市ホームページ等で広報します。

15 問い合わせは

阿南市企画政策課ゼロカーボン推進室

電話 0884-22-3795 ファクシミリ 0884-22-6772

e-mail : zero-carbon@anan.i-tokushima.jp